| | |
|---|---|
| １．会合名 | 引受けに関するワーキング・グループ（第 64 回） |
| ２．日　時 | 平成 26 年９月２日（火）13:00～14:00 |
| ３．議　案 | １．企業内容等開示ガイドラインに係るパブリックコメントの結果について<br>２．プレ・ヒア関連規則の適用関係等について<br>３．その他 |
| ４．主な内容 | １．企業内容等開示ガイドラインに係るパブリックコメントの結果について<br>　平成 26 年８月 27 日に金融庁から公表された「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」等（以下「ガイドライン」という。）の改正に係るパブリックコメント結果（資料１－１及び資料１－２参照）について、事務局より紹介を行った。<br><br>２．プレ・ヒア関連規制の適用関係等について<br>　平成 26 年８月５日に開催した前回の本ワーキング・グループにおいて、売出し、債券の募集又はブロック・トレードなど、様々な場面におけるプレ・ヒア関連規制の適用関係について質問があったことから、それぞれの場面における適用関係について、事務局より説明がなされた。<br><br>【主な意見】<br>・　「株式、新株予約権、ＲＥＩＴの募集」以外で、法人関係情報の提供と有価証券届出書の提出を有する場合とは、例えば、上場会社の子会社が上場することに伴い、当該上場会社による子会社株式の売出しを想定しているのか。<br>→　その他に、ライツ・オファリングを行う場合などが該当すると考えられる。<br><br>・　今回のガイドラインの改正によって、届出前勧誘に該当しない行為が明確となった一方で、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適切な取扱いに関する規則」（以下「プレ・ヒア規則」という。）で規定がなされない場面があると、当該場面については、各社の判断でプレ・ヒアを実施することとなることが予想されるため、案件によっては各社のプレ・ヒアの扱いに差異が生じることが懸念される。ついては、今回の規則改正においては、改正ガイドラインと平仄を合わせる形で、規則の対象を広げていただきたい。<br><br>・　事務局の説明によれば、目論見書の作成は必要であるが、届出書の提出を要しない売出しについては、規則改正の検討対象に含まれていないと思われるが、「有価証券の引受け等に関する規則」第 34 条の２においては、当該売出しについても、引受けにあたって法人関係情報の外部への漏えい（業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除く。）が判明した場合には引受けを行ってはならないと規定されていることから、当該売出しをプレ・ヒア規則の対象としないのであれば、「プレ・ヒアリングにおけるＱ＆Ａ」において考え方を明確にしていただきたい。<br>→　プレ・ヒア規則の趣旨は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）において規定されているプレ・ヒアを行う場面における法人関係情報の適切な取扱いについて規定し、内部者取引を防止することであり、金商業等府令の内容に基づいて制定した背景がある。そのため、ガイドラインの改正によって、売出し等のプレ・ヒアが届出前勧誘に該当しないケースが明示されたことに伴い、プレ・ヒア規則の対象とする場面を広げる必要はあると思われるが、金商業等府令は改正されていないことから、現時点では、プレ・ヒア規則の規制内容を変える必要はないと考えている。一方、規則の対象外の場面における適切な運営の観点から、Ｑ＆Ａの改正あるいはガイドラインの制定による対応を検討したい。 |

| | |
|---|---|
| | ・　例えば、主要株主の異動を伴う売出し案件といった、募集や売出しに係る法人関係情報とは別の法人関係情報が存在する場合、パブリックコメントの回答によれば、当該情報も提供して行うプレ・ヒアは禁止されていないことが示されたと認識しているが、現行のプレ・ヒア規則において定義されている法人関係情報には、当該情報は含まれていないと思われるため、当該定義の範囲を「売出し等に関連する周辺情報」にまで広げるなど、届出前勧誘に該当する情報提供とはみなされない法人関係情報の定義を明確にしていただきたい。<br>→　プレ・ヒア規則が金商業等府令の内容に基づいている点からすると、現時点では、プレ・ヒア規則第２条第１項の改正ではなく、Ｑ＆Ａやガイドラインでの対応を行う方向で検討したいと考えている。<br><br>・　規則改正のスケジュールはどうなっているのか。プレ・ヒア規則の改正内容が、国内におけるプレ・ヒアを禁止している第９条の削除や規則の対象を広げるといった形式的な内容に留まるのであれば、パブリックコメントを実施せずに、規則改正することもあり得るのか。<br>→　本ワーキング・グループに参加している委員であれば、ガイドラインの改正に伴い、第９条が削除されることも明白であると思われるが、社会的に見れば、当該改正の因果関係が必ずしも明らかではないと思われる。現時点では、パブリックコメントを実施するかどうか決まっていないため、今後の改正スケジュールを具体的に示すことはできない。<br><br>３．その他<br>平成 26 年８月 26 日に日本取引所自主規制法人から発表された「エクイティ・ファイナンスの品質向上に向けて」において「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル（案）」（参考２参照）が公表され、同年８月 26 日から９月 25 日までの間、当該案件に対するパブリック・コメントが募集されている旨、事務局より紹介を行った。<br>以　上 |
| ５．その他 | 特になし<br>※　本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。 |
| ６．本件に関する問合せ先 | 自主規制本部　エクイティ市場部（０３－３６６７－８６４７） |